

各位

平成 27 年 5 月 14 日
会社名 フクビ化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 八木誠一郎
(コード番号7871 東証・名証2部)
問合せ先 取締役管理本部長 大畑 忠
電話番号 0776 - 38 - 8002

「内部統制システムの構築に関する基本方針」改定のお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を、下記のとおり改定しましたのでお知らせいたします。

なお、今回の改定は、内部統制、即ち、①業務の有効性および効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、ならびに④資産の保全の一層の充実を目的として、改正会社法第362条第5項および同法同条第4項6号、ならびに改正会社法施行規則第100条第1項および同規則同条第3項の規定に従っております。

記

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項1号）

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「文書取扱規程」に従い適切に保存および管理(廃棄を含む。)し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行います。
- ② 取締役会議事録および稟議決裁書類につきましては、各々「取締役会規程」、「稟議決裁規程」の定めに従い、適時適切に作成のうえ、保存および管理を行います。
- ③ 取締役が職務の執行過程において決定、発生した重要な会社情報につきましては、適時開示規則(東京証券取引所)に定める決定事実・発生事実・決算情報等に該当するか否かを開示委員会で速やかに確認の後、同規則に則って適切に管理のうえ開示します。
- ④ 重要な営業秘密につきましては、“資産の保全”の観点から、「営業秘密管理規程」に則り、知的財産等を適切に管理し、漏洩を防止します。
- ⑤ 職務の執行上、重要な非公開情報の受渡しを必要とする場合には、秘密保持契約を締結し、損害の発生を回避します。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（同施行規則第100条第1項2号）

- ① 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、監査部門担当役員が同室長として、その業務を管掌します。
- ② 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏がないかを確認し、必要に応じて監査方法の改訂を行います。
- ③ 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびその危険がもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、トップマネジメント、取締役会、監査役に報告します。
- ④ 内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理方針、関連する個別規程（「与信管理規程」、「経理規程」等）、ガイドライン、マニュアル等の整備を各業務執行部門に求め、また、内部監査室の責任と権限を全従業員（執行役員を含む。以下同様。）に周知徹底することにより、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告されます。
- ⑤ リスク管理を所管する部署として、リスク統括部を設置します。リスク統括部は、会社が包蔵するリスクを抽出し、監視するとともに、リスク・エクスポージャーに重要な変化を感知した場合には、経営会議に報告します。
- ⑥ 自然災害、事故あるいは事件が発生した場合には、「緊急事態対応実施規程」、「品質管理委員会規程」、「防火管理規程」等の関連規程の定めに従って、損失・被害等の状況につき速やかに所管取締役宛に報告を行います。対応については、必要に応じて代表取締役社長を委員長とする緊急対策委員会を召集のうえ、決定します。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（同施行規則第100条第1項3号）

- ① 経営理念と経営方針を機軸に、中期経営計画が策定され、年度計画に落とし込みます。各業務執行部門は年度計画（予算）の実現のため、活動計画を作成、実行します。
- ② 経営企画本部は、業務執行部門と協議のうえ、資源配分（人的資源、投入経費）の最適化を図り、予算の達成に向けた事業態勢を整備します。
- ③ 常務会は、常勤の取締役および監査役をメンバーとして開催され、経営目標の進捗状況を確認、点検するとともに、経営の重要事項（取締役会付議事項を除く。）について機関決定を行います。
- ④ 業務執行においては、「取締役会規程」により定められている付議事項についてはすべて取締役会で審議することを遵守し、その際には、経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料を全役員に配布します。
- ⑤ 日常の職務執行に際しては、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に基づき権限の委譲を行ない、各レベルの責任者が「稟議決裁規程」等の意思決定ルールに則り業務を遂行します。

4. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（同施行規則第100条第1項4号）

- ① 代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス事務局を管理本部総務部内に設置し、コンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定等、コンプライアンス態勢の基盤整備を行います。
- ② 全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、管理本部管掌取締役をコンプライアンス担当役員とし、その責任のもと、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、全従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築します。
- ③ 「コンプライアンス・マニュアル」は、労働安全衛生法、不正競争防止法、独占禁止法、インサイダー規制等の身近な法令について平易に解説することにより、遵法マインドの醸成を図ります。
- ④ 万一、法令等に抵触する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される態勢を構築します。
- ⑤ コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に従い、担当部署にコンプライアンス推進責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、「コンプライアンス・マニュアル」の実施状況を管理・監督します。また、従業員に対して適切な研修体制を構築するとともに、内部通報ガイドラインならびにコンプライアンス通報窓口およびコンプライアンス相談窓口の更なる周知徹底を図ります。
- ⑥ 独立性の高い社外役員（取締役、監査役）を選任することにより、従業員ならびに、常勤取締役の職務執行に対する監視、監督機能の強化を図ります。
- ⑦ 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、仮に、不当要求があった場合には、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して拒絶する旨「反社会的勢力による被害の防止ルール」に定めています。

5. 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制（同施行規則第100条第1項5号）

5-1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営企画本部が、子会社を統括的に管理します。また、重要な業務課題については、関連の所管本部宛に、事前協議ならびに状況報告を行うことになっています。
- ② 国内子会社の社長は、毎月開催の経営会議に出席のうえ、業績報告とともに、重要な経営課題の有無ならびにその状況について報告します。
- ③ 海外子会社の社長は、上記の報告を当社の社長他関連部門長宛に毎月書面で行います。また、当社の社長および内部監査室は、現地ミーティングあるいは監査を通じて、職務の執行状況の把握に努めます。

5-2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内部監査室は、内部監査に関する取決めに従い、子会社のリスク情報の有無を定期的に監査、監視します。
- ② 内部監査室は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告します。
- ③ また、経営企画本部は、毎月の経営会議で報告された子会社の業績等の中で、異常値を発見した場合には、直ちに、原因を究明のうえ、必要に応じて対策を講じます。

5-3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、子会社は、自主独立の精神をもって、安定的な発展を図ることを基本原則としております。従って、「稟議決裁規程」に準じ、子会社の社長に一定の権限委譲を行い、迅速な意思決定の行える経営環境を整備しています。
- ② 業務運営計画については、毎年、業績目標および基本戦略を、当社経営企画本部が確認し、必要に応じて事業リスクの影響度を検証しています。
- ③ 営業本部、生産統括本部、品質保証本部および管理本部等は、所管業務の立場から、子会社の業務運営状況を把握し、効率的にその経営目標が達成できるように助言、指導、支援に努めています。

5-4. 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部監査室は、子会社の事業特性を十分に理解のうえ、その取締役等および従業員の法令遵守の状況を定期的に点検し、当社グループとして法令遵守の体制が構築・堅持されるように監視ならびに指導を行います。
- ② 当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査役および内部監査室長は、子会社の内部監査室またはこれに相当する部署と、定期的な内部監査を通じて十分な情報交換を行っています。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項(同施行規則第100条第3項1号)

- ① 監査役の職務を補助すべき部署として内部監査室を設置し、同室に専任の従業員を3名以上配置します。
- ② 内部監査室の構成員数、配置する従業員の人選等の具体的内容については、監査役の意見を十分に考慮し、人事担当取締役その他関係各方面の意見も確認して決定します。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項（同施行規則第100条第3項2号）

- ① 監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令下に置かれています。
- ② 監査役の職務を補助すべき従業員である内部監査室スタッフの任命・異動・評価については、監査役会の意向を尊重します。

8. 監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項（同施行規則第100条第3項3号）

- ① 内部監査人としての内部監査室を、監査役の職務を補助すべき部署と位置付けています。
- ② 監査役と内部監査室は、制度的に支障のない限りにおいて、監査情報を交換し、問題意識を共有します。

9. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制（同施行規則第100条第3項4号）

9-1. 当社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役および従業員は、監査役会の定めに従い、各監査役から要請があれば必要な報告および情報提供を適時適切に行います。
- ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。
 - A. 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - B. 当社の子会社等監査役および内部監査部門の活動状況
 - C. 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - D. 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - E. 内部通報制度の運用および通報の内容
 - F. 社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ③ 内部監査室、コンプライアンス事務局および内部通報窓口担当は、法令・定款に対する違反行為あるいはリスク顕在化の事実を確認した場合、またはその惧れが高いと判断した場合、代表取締役社長等への報告と同時に、直接かつ速やかに監査役に報告します。

9-2. 子会社の取締役・監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が
当社の監査役に報告をするための体制

- ① 内部通報制度(ホットライン)は、子会社の取締役・監査役等および従業員も利用可能であり、通報があった場合には、責任担当である当社総務部長は、監査役、内部監査室長および管理本部長に報告を行います。
- ② 子会社の監査役、当社の監査役、内部監査室長、管理本部長およびリスク統括部長は、半期毎に情報交換会を開催し、主に、子会社が包蔵するオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクについて協議します。

10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(同施行規則第100号第3項5号)

- ① 当社は、コンプライアンス経営の強化を目的として「公益通報者保護規程」を定め、通報者等が相談または通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないと規定しています。
- ② また、万一、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った場合には、該当者を就業規則に従って処分します。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項(同施行規則第100条第3項6号)

- ① 監査役が、その職務の執行のため費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支払います。
- ② 年度予算は、監査役職務執行費用を円滑に支弁するための自主計画予算を織り込んで策定します。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(同施行規則第100条第3項第7号)

- ① 当社グループの取締役等は、会社法に定める監査役の位置付けおよび監査役の権限を正しく理解し、その要請には迅速かつ適切に対応します。
- ② 会社は、当局から示達された“財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準”ならびに“財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準”に明記されている監査役および内部監査人(当社では、内部監査室が該当部署)の役割と責任が、円滑に遂行される環境を整備します。
- ③ 一方、監査役および内部監査室は、自身の役割と責任の重さを自覚し、リスクアプローチに基づく監査を効率的かつ実効的に完遂できるよう、平素より監査手法の研磨に努めます。
- ④ 監査役は、監査体制の実効性を高めるため、当社の代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を行います。
- ⑤ 監査役会が必要と認めた場合には、弁護士、会計士その他の専門家との連携を図ります。

- [脚注]
- ①会社法および同施行規則において表記されている「使用人」は、「従業員」に読み替えています。
 - ②文中「 」を付した規程・ルール等は、内規を表しています。

以上